

アメリカ連邦議会下院規則改正

—第 116 議会下院規則—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 海外立法情報調査室主任 廣瀬 淳子

目 次

はじめに

I 改正の経緯

II 第 116 議会下院規則の改正

III 第 116 議会の下院規程

おわりに

翻訳：第 116 議会下院規則（抄）

第 116 議会下院決議第 6 号（抄）

キーワード：アメリカ連邦議会、下院規則、議会改革、民主党多数派議会

要 旨

2019年1月、民主党が8年ぶりに多数派となった第116議会の冒頭で、下院規則が改正された。多様な人々の声をより下院の審議に反映すること、激しい党派対立によって少数党の意見を反映しにくくなった立法過程を立て直すこと、行政監視機能を強化すること、政治倫理を向上させること、共和党が導入した財政に関する規定を改正すること、多様性や包摂性を推進することなどが改正の目的である。また、下院の規程により気候危機特別委員会や議会現代化特別委員会も設置された。

下院規則改正や規程の項目は多岐にわたっており、多数派となった民主党が重視する政策や多様性・包摂性などの価値観を反映したものとなっている。

本稿では、下院規則改正の経緯とその概要を紹介し、併せて第116議会の下院規則及び下院規程を抄訳する。

はじめに

2018年11月の中間選挙の結果、アメリカ連邦議会下院では、8年ぶりに民主党が多数派となった。また、女性議員の増加に加え、これまでになく多様な民族、宗教、文化的背景を持つ議員が当選した⁽¹⁾。

第116議会（2019-20年）が始まる2019年1月に、下院では下院規則を改正し、また、第116議会に適用される下院規程（後述）を定める決議が可決された。今回の下院規則の改正は、多数党となった民主党が、下院議員や議員連盟などの意見を集約して原案を作成した。改正は、新たな議案目録を新設するなど多数の項目に及ぶものである。下院規程も、議会改革のための下院現代化特別委員会の設置など多岐の項目にわたっている。

本稿では、下院規則改正の経緯とその概要を紹介し、併せて第116議会の下院規則及び下院規程を抄訳する。

I 改正の経緯

下院では新規則の採択が、下院議員の任期（2年間）にあたる議会期⁽²⁾の冒頭で行われる⁽³⁾。形式的には議会期毎に新規則が制定され、議会期を超えて規則が継続する上院⁽⁴⁾とは異なる

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年3月18日である。

(1) 詳細については、Jennifer E. Manning, "Membership of the 116th Congress: A Profile," *CRS Report*, R45583, March 7, 2019. <<https://fas.org/sgp/crs/misc/R45583.pdf>> 参照。

(2) 2年間の議会期は、奇数年の第一会期と偶数年の第二会期に分かれている。新議会期（第一会期）は、原則として奇数年の1月3日に開会する。第二会期は、偶数年の1月に開会する。

(3) 過去の各議会期の下院規則については、"Rules of the House of Representatives." U.S. House of Representatives Committee on Rules website <<https://rules.house.gov/resources>> 近年の下院規則の改正の概要については、Michael L. Koempel and Judy Schneider, "A Retrospective of House Rules Changes Since the 110th Congress," *CRS Report*, R42395, June 28, 2017. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R42395>> 参照。

制度となっている。ただし、下院でも議会期毎に規則が全面的に改正されるのではなく、実質的には前議会期の規則を受け継ぎ、多数党が交代しない限り、技術的な小規模の改正にとどまる。多数党が交代すると、大規模かつ実質的な改正となる場合が多い。40年ぶりに下院の多数党が民主党から共和党に交代した第 104 議会（1995-96 年）では、下院規則の大幅な改正による議会改革が行われた。

また、下院規則には盛り込まれない、その議会期に適用される規程も、議会期冒頭において、下院決議として併せて採択される。

第 116 議会の下院規則改正案の作成過程においては、超党派の議員連盟であるプロブレムソルバーズコーカス（Problem Solvers Caucus）⁽⁵⁾ が、主要な役割を果たした。同議員連盟は、下院の党派対立の激化による審議の行き詰まりを打開するための下院改革案を第 115 議会（2017-18 年）の間検討し、改革案「行き詰まりを打ち破れ」⁽⁶⁾ を作成し、2018 年 7 月に公表した。多数党による一方的な議会運営ではなく、超党派の合意形成の促進などが目標とされていた。

9 月 13 日に下院規則委員会規則組織小委員会で公聴会が開催され、上記の改革案を含む下院規則の改革案が検討の素案として提出された⁽⁷⁾。

中間選挙後の 11 月 28 日には、下院の新議長候補であったナンシー・ペロシ（Nancy Pelosi）民主党下院院内総務（現下院議長）と、ジェームス・マクガバン（James P. McGovern）下院規則委員会民主党筆頭委員（現下院規則委員長）が、プロブレムソルバーズコーカスの民主党議員との間で、議長選でペロシ候補を支持するかわりに、同議員連盟の下院規則改革案を採用することについて合意に達したことが公表された⁽⁸⁾。新たな議案目録を設けることにより、超党派の支持のある法案をより通過しやすくするなどして、下院の行き詰まりを解消しようとするものである⁽⁹⁾。

下院規則を改正し、併せて別個の規程を定める下院決議案第 6 号⁽¹⁰⁾ は、3 編で構成され、第 1 編が第 116 議会規則、第 2 編が下院現代化特別委員会、第 3 編が患者保護及び医療費負担適正化法を含む訴訟への参加となっている。第 116 議会期の初日に当たる 2019 年 1 月 3 日に、第 1 編が賛成 243、反対 197 で可決され、第 2 編については、1 月 4 日に賛成 418、反対 2 で、第 3 編については、1 月 9 日に賛成 235、反対 192 で可決された。

この規則改正案は、下院規則委員会の民主党委員による、各議員、多数の議員連盟や議会外の団体からの意見聴取を基に作成されたものであり、下院民主党指導部のトップダウンではなく、ボトムアップによって多様な意見を集約して作成するのは、前例がないものとされている⁽¹¹⁾。非常に多岐にわたる改正であり、人々の声を下院の審議により反映すること、党派対

(4) 上院規則第 5 条第 2 項

(5) 2017 年に結成された下院の超党派の議員で構成される議員連盟で、雇用の拡大、社会保障の安定化、財政均衡、エネルギーの安定化などを目標として、様々な政策提言を行っている。“About the Problem Solvers Caucus.” NO LABELS website <<https://www.nolabels.org/psc/>>

(6) Problem Solvers Caucus, “Break the Gridlock,” NO LABELS website <https://www.nolabels.org/wp-content/uploads/2018/07/break_the_gridlock_packet.pdf>

(7) “Meeting: Subcommittee Hearing: Members’ Day Hearing on Proposed Rules Changes for the 116th Congress Subcommittee on Rules and Organization of the House Committee on Rules,” September 13, 2018. U.S. House of Representatives Document Repository website <<https://docs.house.gov/Committee/Calendar/ByEvent.aspx?EventID=108671>>

(8) Mike Lillis, “Pelosi cuts deal with Problem Solvers on House rules overhaul,” *Hill*, November 28, 2018. <<https://thehill.com/homenews/house/418696-pelosi-cuts-deal-with-problem-solvers-on-house-rules-overhaul>>; Lindsey McPherson, “Problem Solvers to back Pelosi for Speaker After Reaching Agreement on Rules Changes,” *Roll Call*, November 28, 2018. <<https://www.rollcall.com/news/politics/problem-solvers-backing-pelosi-speaker-reaching-agreement-rules-changes>>

立から少数党の意見が反映されにくくなっていた立法過程を立て直すこと、行政監視機能を強化し、政治倫理を向上させること、共和党が導入した財政に関する規則を改正すること、包摂性と多様性の推進などを目指している⁽¹²⁾。

II 第 116 議会下院規則の改正

第 116 議会期の下院規則の主要な改正点は、次のとおりである。

1 全院委員会における準議員の投票権の拡大等

下院規則第 3 条を改正し、派遣委員 (Delegates)⁽¹³⁾ 及び常駐弁務官 (Resident Commissioner)⁽¹⁴⁾ (両者を併せて、以下「準議員」) に、全院委員会⁽¹⁵⁾ における投票の権利を認めた。

また、準議員が、常任委員会、特別委員会、両院協議会の委員だけではなく、両院合同委員会の委員となることが認められた。

(9) 8 項目からなる合意案の概要は、次のとおりである。

① すべての議員の意見の反映

「コンセンサス議案目録」(Consensus Calendar) を新たに設ける。法案の共同提出者が 290 名に達すると、25 立法日のカウントが開始され、主管付託委員会が 25 立法日が経過しても法案を下院に報告しない場合は、法案はコンセンサス議案目録に掲載される。第一会期の 2 月 28 日から第二会期の 9 月 30 日までの期間の毎週、多数党指導部は、この目録に掲載された法案を少なくとも 1 本は本会議で審議する。

② 超党派による修正

各党の少なくとも 20 名の議員が共同提出者となっており、かつ規則に従った修正案を優先的に審議する、規則委員会の慣行を確立する。

③ 委員会審査打切り手続の現代化

委員会審査打切り動議の審議は、優先的な決議を審議する場合と同様に、3 日間通知ルールに基づいて行う。

④ 委員会審査の透明性の向上

委員会の逐条審査は、3 開庁日前までに開催を通知する。相当な理由がある場合は、例外も認めるものとする。

⑤ 議長解任動議の改革

多数党の議員総会からの指示に基づき提出される議長解任動議は、優先動議とする。

⑥ 法案を審査する委員会の委員数の配分

会期の途中で議員が辞職したり、補欠選挙の結果等で多数党と少数党の議員の割合が変化した場合、従来は委員会の委員の配分を変更していなかったため、少数党委員の意見が十分に反映されてこなかった。法案を審査する委員会(情報委員会、合同委員会、特別委員会を含むが、規則委員会、倫理委員会は除く)については、可能な限り下院全体の党派の割合を反映させる。

⑦ より包摂的な修正過程

本会議での法案の修正を認めない閉鎖型議事進行規則による多数党の一方的な審議を改め、より多くの修正案が審議される、より公正で包摂的な立法過程を実現する。

⑧ 多数派逐条審査

委員会の過半数の委員の要求がある場合には、委員会で法案の逐条審査を確実に開催できるようにする。

“Statement from Democratic Members of the Problem Solvers Caucus,” November 28, 2018. U.S. Representative Josh Gottheimer website <<https://gottheimer.house.gov/news/documentsingle.aspx?DocumentID=1115>>

(10) “H. Res. 6,” 116th Congress.” <<https://www.congress.gov/116/bills/hres6/BILLS-116hres6eh.pdf>>

(11) “Restoring Congress for the People: New Congress New Rules,” January 1, 2019, p.12. U.S. House of Representatives Committee on Rules website <<https://rules.house.gov/sites/democrats.rules.house.gov/files/documents/115/Reports/Restoring%20Congress%20for%20the%20People.pdf>>

(12) *ibid.*, p.3.

(13) 下院議員が選出されないコロンビア特別区、ヴァージン諸島、サモア、グアムから各 1 名が任期 2 年で選出される。

(14) 下院議員が選出されないプエルト・リコから 1 名が任期 4 年で選出される。

(15) Committee of the Whole House on the State of the Union (Committee of the Whole と略称される)。下院において法案の審議を迅速かつ柔軟に行うための、全下院議員及び準議員で構成される委員会で、実質的には本会議に代わる討論や修正の機能を担う。

2 常任委員会名の変更

行政監視政府改革委員会 (Committee on Oversight and Government Reform) の名称が、行政監視改革委員会 (Committee on Oversight and Reform) と変更された。

教育労働力委員会 (Committee on Education and the Workforce) の名称が、教育労働委員会 (Committee on Education and Labor) と変更された。

3 常任委員会の行政監視計画

下院規則第 10 条第 2 項 (d) が改正され、各常任委員長 (ただし、歳出、倫理、規則委員長を除く) は、当該常任委員会の少数党筆頭委員と協議の上、各議会期の第一会期の 3 月 1 日までに、行政監視計画を下院運営委員会及び行政監視改革委員会に提出しなければならないとされた。これは、従来 2 月 15 日までであった期限が延長されたものである。

これに合わせて、行政監視改革委員会は、下院の両党の指導部と協議の上、各議会期の第一会期の 4 月 15 日までに各常任委員会の行政監視計画を有効に調整する勧告を付して、行政監視計画を下院に提出しなければならないとされた。

また、下院規則第 10 条第 3 項 (i) が改正され、行政監視改革委員会の行政監視の対象に、大統領行政府が含まれることが明記され、連邦政府の全ての活動が対象となることが明らかにされた。

4 常任委員長の任期制限の撤廃

下院規則第 10 条第 5 項 (c)(2) を削除し、各常任委員長及び小委員長の任期制限 (原則として連続して 3 議会期 6 年間) を撤廃した。

また、予算委員の任期制限も撤廃した。

5 委員会規則

委員会規則の採択に関する下院規則第 11 条第 2 項を改正し、各委員会は、議会期が開始され委員長の選出後 60 日以内に、各委員会の運営に関する規則を公表しなければならないとされた。従来 30 日以内であった期限が延長されたもので、委員会の構成等に十分な時間をとるためである。

6 倫理研修

従来、新規当選の議員、準議員に受講が求められていた倫理研修について、下院規則第 11 条第 3 項の倫理委員会に関する規定を改正し、全ての議員、準議員が毎年受講しなければならないとされた。

7 コンセンサス議案目録の新設

下院の多数派の支持がある議案の審議を促進するため、下院規則第 15 条に第 7 項を新設し、コンセンサス議案目録が創設された。

この議案目録に掲載されるのは、290名⁽¹⁶⁾以上の共同提出者のある議案のうち、主管委員会

(16) 下院議員の総数 435 名の 3 分の 2 に相当。

から下院に報告されない議案⁽¹⁷⁾である。共同提出者が290名に達した議案の提出者は、下院のクランク⁽¹⁸⁾に書面で議案を議案目録に掲載するように求め、25立法日⁽¹⁹⁾にわたり共同提出者数が維持された場合には、議案目録に掲載される。

議長は、議案目録に掲載された議案から会期中毎週少なくとも1本を指定し、下院で審議しなければならない。

8 72時間規則

下院規則第13条第4項、第21条第11項等を改正し、議案や両院協議会報告書等は、下院での審議前72時間、議員や準議員が電子的に入手可能な状態に置かれなければならないとされた。

従来は、下院が会議を行わない土曜、日曜、法定の祝日を除く3暦日の間と規定されていたが、これをさらに厳密に丸3日間に相当する時間数で規定した。

9 マクロ経済分析に関する規則の削除

主要な法案が財政に与える影響について、議会予算局（Congressional Budget Office: CBO）等が作成する、ダイナミックスコアリング（dynamic scoring）と呼ばれる手法によるマクロ経済への影響に関する推計報告書を可能な限り付さなければならないとした、下院規則第13条第8項の規定を削除した。

共和党は長年減税等の論拠としてダイナミックスコアリングによる推計を支持していたが、民主党は反対していた。

10 委員会審査打切り動議の審議日の拡大

下院規則第15条第2項、3項、4項等を改正し、従来毎月の第2、第4月曜日に限定されていた委員会審査打切り動議の審議日の制限を緩和した。

11 宗教上の被り物

下院規則第17条第5項を改正し、下院の本会議場で宗教上の被り物の着用が認められた。

従来、帽子や宗教上の被り物を含む被り物の着用が認められなかったが、宗教上の被り物のみ着用が認められることとなった。宗教上の被り物としては、イスラム教徒の女性のヒジャブ（頭部を覆う布）等が想定されている。

12 財政関連法案の審議に関する規則の削除等

下院規則第21条第2項にあった、一般歳出予算法案に対する、他の歳出を削減することなく歳出予算を純増させる修正案の提出を禁止する条項が削除された。

また、同条第5項等の、増税法案の可決に下院の少なくとも5分の3の特別多数を必要とするとした規定が削除された。

(17) 委員会で店晒しとなっている法案等。

(18) Clerk. 下院の役員で、下院の議事や審議、議事文書の管理等の運営面に責任を持つ職員。その責務は、下院規則第2条第2項に詳細に規定されている。

(19) 立法日（Legislative Day）は、本会議散会（adjourn）後次の本会議が開始された時に始まり、散会した時に終了する。本会議が散会によらずに休憩（recess）で終了する場合などでは、立法日は数暦日にわたる場合がある。

下院規則第 21 条第 10 項を改正して、第 110 議会及び第 111 議会に存在したペイゴ規則⁽²⁰⁾を再度規定し、その範囲や要件、期間等を明確化した。

13 性的指向等による差別の禁止

職務行為規範である下院規則第 23 条の第 9 項を改正し、議員、準議員、職員等は、性的指向や性的アイデンティティーにより、雇用上の差別をしてはならないとの文言が加えられた。

14 議員と委員会スタッフの性的関係の禁止

下院規則第 23 条第 18 項を改正し、従来からの議員及び準議員とその秘書との間の性的関係の禁止に加えて、議員及び準議員と、その所属する委員会のスタッフとの間においても、性的関係が禁止された。

15 訴追された議員の役職等の辞任

下院規則第 23 条第 10 項が新設され、議員又は準議員が 2 年以上の自由刑を求刑される重罪等で訴追された場合には、常任委員会等の委員や、会派の指導部の役職を辞任しなければならないとされた。

16 議員や職員の公的企業の役員就任の禁止

2020 年 1 月 1 日から下院規則第 23 条に第 19 項が新設され⁽²¹⁾、議員、準議員、職員等は、公的企業の管理職となることが禁止される。倫理委員会は、2019 年 12 月 31 日までに、その他の利益相反を招く可能性のある兼職が禁止される役職等について、規則を策定しなければならないとされた。

17 公債の法定上限

下院規則第 28 条を改正し、下院が予算決議を可決すると、公債の法定上限額の規定⁽²²⁾を停止する共同決議案が自動的に可決したとみなされることになった。

これは、第 96 議会（1979-80 年）で下院規則に導入された、ゲッパート規則⁽²³⁾に類似する規定である。

III 第 116 議会の下院規程

下院決議第 6 号で下院規則と別個に規定された、第 116 議会に適用される主要な規程の概要は次のとおりである。

(20) PAYGO (Pay-As-You-Go) Rule. 直接経費の新設や増額に対して、財源の確保を求める規則。共和党が多数派であった第 112 議会から第 115 議会（2011-18 年）では、CUTGO (Cut-As-You-Go) 規則と呼ばれる、直接経費を純増させる法案の審議を禁ずる規定がおかれていた。

(21) 現行の下院規則第 23 条第 19 項は、同条第 20 項となる。

(22) 31 U.S.C. § 3101

(23) Gephardt rule. この規定により、政治的に論争を呼びやすい公債の法定上限引上げの投票を回避することができる。詳細については、Bill Heniff, “Debt Limit Legislation: The House Gephardt Rule,” *CRS Report*, RL31913, February 13, 2019. <<https://fas.org/sgp/crs/misc/RL31913.pdf>> 参照。

1 事前歳出予算の制限

予算委員長により別に定められる場合を除き、2019 会計年度の一般歳出予算法案、暫定予算法案等に、事前歳出予算⁽²⁴⁾を含めることを禁止した。

2 法案審査における公聴会、逐条審査

2019 年 3 月 1 日以降、規則委員会で議事進行規則が定められて審議される法案は、本会議審議の前に、少なくとも 1 つの所管委員会による公聴会と逐条審査を経て、委員会から報告されなければならない。ただし、暫定歳出予算法案等はこの例外とする。

3 議員日公聴会

倫理委員会を除く各常任委員会は、第 116 議会期の第一会期内に、議員日 (Member Day) 公聴会を開催しなければならない。議員日公聴会においては、当該常任委員会の委員であるか否かにかかわらず、議員又は準議員が当該常任委員会の所管する法案について証言を行う。規則委員会においては、次議会期の下院規則改正のために、第二会期に議員日公聴会を開催することができる。

4 議員団体の透明性向上

連邦議会下院には、議員連盟やタスクフォース、スタディグループなど様々な議員団体が存在しており、これらは下院運営委員会に登録されている議員団体 (Congressional Member Organizations: CMOs) と非公式の団体に大別される。2015 年から下院運営委員会は、CMOs のうち条件に合致したものを適格議員団体 (Eligible Congressional Member Organization: ECMOs) として認定することを開始した⁽²⁵⁾。

第 116 議会において ECMOs として認定されるためには、下院運営委員会に登録しなければならないこと、下院議員 1 名を運営責任者として、最低 3 名の職員を置くこと、第 115 議会において最低 15 名の議員がその議員職務代表手当から団体の活動に必要な費用を支出していなければならないとされた。

5 下院事務組織の設置

(1) 議会倫理室

2008 年 3 月に下院決議第 895 号 (第 110 議会)⁽²⁶⁾に基づき設置され、以後毎議会継続して設置されている議会倫理室 (Office of Congressional Ethics: OCE)⁽²⁷⁾を、第 116 議会においても継続

(24) 事前歳出予算とは、歳出予算法の当該会計年度を超えて、その後複数会計年度にわたり支出権限が付与される予算をいう。U.S. Government Accountability Office, "Advance Appropriation," *A Glossary of Terms Used in the Federal Budget Process*, GAO-05-734Sp, September 2005, p.8. <<https://fas.org/sgp/crs/misc/R43482.pdf>> 事前歳出予算については、これを支持する立場と制限するべきとの立場で議論がある。詳細については、Jessica Tollestrup, "Advanced Appropriations, Forward Funding, and Advance Funding: Concepts, Practice, and Budget Process Consideration," *CRS Report*, R43482, October 8, 2015, pp.4-5. <<https://fas.org/sgp/crs/misc/R43482.pdf>> 参照。

(25) かつては、下院運営委員会に、立法サービス団体 (Legislative Service Organizations: LSOs) として登録されていたが、1995 年に LSOs は廃止され、CMOs となった。第 115 議会では、下院に 518 の CMOs (このうち ECMOs は 4)、非公式の団体は 158 存在している。Sarah J. Eckman, "Congressional Member Organizations (CMOs) and Informal Member Groups: Their Purpose and Activities, History, and Formation," *CRS Report*, R40683, January 23, 2019, pp.4-5. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R40683>>

(26) "H. Res. 895, 110th Congress." <<https://www.congress.gov/110/bills/hres/895/BILLS-110hres895ch.pdf>>

して設置する。

議会倫理室は、下院議員や職員等の不正行為等に対する申立てを審査し、適当とされる場合には、下院の常任委員会である倫理委員会に事案を付託する。議会倫理室は、無党派の独立機関で、8名の民間人による理事会と職員が置かれている。

(2) 多様性・包摂室の設置

下院に多様性・包摂室（Office of Diversity and Inclusion）を新たに設置する。同室の室長は、議長が少数党院内総務と協議の上、下院運営委員長の推薦に基づき任命する。室長は、任命から60日以内に、下院運営委員会にスタッフの任命計画等を含む運営計画を提出しなければならない。また、運営計画提出から90日以内に、下院運営委員会に多様性計画を提出し、承認を得なければならない。

多様性計画には、次の事項を含まなければならない。

- ① 下院の各部署が職員の多様性を確保するため、その採用、雇用、研修、能力開発、昇進等についての方針
- ② 下院各部署における多様性を評価する調査手法の策定
- ③ 下院多様性報告書の枠組み
- ④ 同室の業務について助言する諮問委員会の構成に関する提案

同室は、各会期末に、議長、多数党及び少数党院内総務、下院運営委員長及び同委員会少数党筆頭委員、歳出委員会立法府小委員長及び同小委員会少数党筆頭委員に対し、下院多様性報告書を提出しなければならない。

(3) 内部通報者オンブズマン室の設置

下院に内部通報者オンブズマン室（Office of the Whistleblower Ombudsman）を新たに設置する。議長は、下院運営委員長及び同委員会少数党筆頭委員、行政監視改革委員長及び同委員会少数党筆頭委員と協議の上、内部通報者オンブズマンを任命する。

内部通報者オンブズマンは、下院運営委員会の指揮のもと、各委員長からの要請に基づき各委員会と協議の上、下院の各部署の内部通報の取扱いの最適な事例を公開し、内部通報者が安全に情報を提供できるよう下院の各部署に対し研修を実施する。

6 気候危機特別委員会の設置

下院に気候危機特別委員会（Select Committee on the Climate Crisis）を設置する。

同特別委員会は、気候危機をもたらす汚染やその他の行為を実質的かつ永続的に低減させるための政策、戦略、技術革新について、調査、研究、事実認定を行い、勧告を策定する。

同特別委員会は、証言録取及び罰則付召喚状を発する権限は持たないが、関連する常任委員会に証言録取等を勧告することができる。

同特別委員会は、その調査研究結果について、その詳細な事実認定と政策勧告を付して、下院及びいずれかの委員会に報告する。また、2020年3月31日までに、関連する常任委員会に対し全ての政策勧告を提出し、全ての報告書を2020年12月31日までに下院に提出しなければ

(27) OCEのこれまでの活動の概要については、“About the OCE.” OCE website <<https://oce.house.gov/>> 参照。

ばならない。

同特別委員会の委員は15名とし、議長が委員を指名するものとする。議長は委員のうちから委員長1名を指名する。委員のうち6名は、少数党院内総務の推薦に基づき指名しなければならない。

7 議会現代化特別委員会の設置

議会現代化特別委員会（Select Committee on the Modernization of Congress）を設置する。

同特別委員会は、調査、研究、事実認定、公聴会の開催により、連邦議会改革の勧告を策定する。勧告には、次の事項を含むものとする。

- ① より時代に即した、効率的な議会運営のための規則
- ② 議事日程及び議案目録を含む議事手続
- ③ 次世代のリーダーの育成方針
- ④ 議会スタッフの採用、多様性や勤続の確保、処遇
- ⑤ 運営の効率性
- ⑥ 技術革新
- ⑦ 下院無料郵便物基準諮問委員会⁽²⁸⁾

同特別委員会は、証言録取及び罰則付召喚状を発する権限は持たないが、関連する常任委員会に証言録取等を勧告することができる。

同特別委員会は、検討状況の中間報告を下院運営委員会及び規則委員会に提出しなければならない。また、詳細な認定結果と勧告を付して調査結果を順次下院に報告することができる。

同特別委員会は、最終報告書を第116議会期第1会期の末（2019年12月）までに提出しなければならない。全ての勧告は、特別委員会の委員の3分の2以上の賛成によらなければならない。

同特別委員会の委員は、下院議長が指名する。委員は12名の議員又は準議員とする。2名の委員は、初当選議員又は準議員から、2名の委員は規則委員会の委員から、2名の委員は下院運営委員会の委員から、指名しなければならない。また、6名の委員は、少数党院内総務の推薦に基づき指名しなければならない。このうち3名は、初当選議員又は準議員、規則委員、下院運営委員とする。議長は委員のうちから委員長1名を指名し、少数党院内総務の推薦に基づき、副委員長を指名する。

同特別委員会は、2020年2月1日をもって廃止する。

おわりに

2018年の中間選挙で多数党となった民主党は、従来から多様性や包摂性を重視しており、今回の下院規則や規程はこれらの価値観を反映したものとなった。財政関連では、共和党が多数派であった第112議会から第115議会の期間に導入された財政統制に関する規則等が削除され、民主党が多数派であった期間のペイゴ規則等が復活した。気候変動についても民主党の

(28) 合衆国法典第2編第501条に基づき設置されている、議員の郵便物無料特権の適切な利用について助言等を行う諮問委員会。

重視する政策で、気候危機特別委員会の設置はその反映といえよう。

新たに設置された議会現代化特別委員会では、2019年3月12日に最初の公聴会が開催され、31名に上る現職議員が議会改革について証言を行った⁽²⁹⁾。今後の改革勧告に向けた動向が注目される。

参考文献

- ・ “H.Res.6 Adopting the Rules for the 116th Congress Section-by-Section Analysis.” U.S. House of Representatives Document Repository website <<https://docs.house.gov/billsthisweek/20181231/116-HRes6-SxS.pdf>>
- ・ James V. Saturno and Megan S. Lynch, “Changes to House Rules Affecting the Congressional Budget Process Included in H.Res.6 (116th Congress)”, *CRS Report*, R45552, March 4, 2019. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R45552>>

(ひろせ じゅんこ)

(29) “Kilmer & Graves: Common Ground Exists To Modernize Congress” March 12, 2019. U.S. House of Representatives website <<https://modernizecongress.house.gov/news/press-releases/kilmer-graves-common-ground-exists-modernize-congress>>

第 116 議会下院規則（抄）

Rules of the House of Representatives One Hundred Sixteenth Congress

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 海外立法情報調査室主任 廣瀬 淳子訳

【目次】（太字は訳出した条文）

- 第 1 条 議長（略）
- 第 2 条 その他の役員等（略）
- 第 3 条 議員、派遣委員及び常駐弁務官（抄）**
- 第 4 条 下院議場（抄）**
- 第 5 条 下院の放映（略）
- 第 6 条 公式記録者及びメディアギャラリー（略）
- 第 7 条 下院の記録（略）
- 第 8 条 罰則付召喚状への応答（略）
- 第 9 条 特権議題（略）
- 第 10 条 委員会の構成（抄）**
- 第 11 条 委員会の手続及び未決議事（抄）**
- 第 12 条 議案及び案件の受領及び付託（略）
- 第 13 条 議案目録及び委員会報告書（抄）**
- 第 14 条 議事の順序及び優先（略）
- 第 15 条 特定審議日の議事（抄）**
- 第 16 条 動議及び修正（略）
- 第 17 条 礼節及び討議（抄）**
- 第 18 条 全院委員会（抄）**
- 第 19 条 修正段階に続く動議（略）
- 第 20 条 投票及び定足数確認（抄）**
- 第 21 条 法案の制限（抄）**
- 第 22 条 下院上院関係（略）
- 第 23 条 職務行為規範（抄）**
- 第 24 条 公的資金使用制限（略）
- 第 25 条 院外勤労所得及び贈与受領制限（略）
- 第 26 条 資産公開（略）
- 第 27 条 議員とスタッフの雇用協議の公開（略）
- 第 28 条 公債の法定上限**
- 第 29 条 一般規定（略）

* 本稿では、Rules of the House of Representatives One Hundred Sixteenth Congress, January 11, 2019 <<https://rules.house.gov/sites/democrats.rules.house.gov/files/116-1/116-House-Rules-Clerk.pdf>> を訳出した。なお、第 23 条第 19 項については、第 116 議会下院決議第 6 号（House of Representatives Resolution No. 6 <<https://www.congress.gov/116/bills/hres6/BILLS-116hres6eh.pdf>>）の第 102 条 (ii) を訳出した。、第 116 議会における新設、改正部分には下線を付した。[] 内は訳者補記である。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019 年 3 月 28 日である。

第1条 議長（略）

第2条 その他の役員等（略）

第3条 議員、派遣委員及び常駐弁務官⁽¹⁾

投票

1-2（略）

準議員

3(a) 全院委員会⁽²⁾において、各準議員は、下院議員と同等の権利及び特権を有する。各準議員は、下院議員と同様に常任委員に選任され、委員会の他の委員と同等の権利及び特権を持つものとする。

(b) 準議員は、特別委員会、両院合同委員会、両院協議会の委員となることができる。

第4条 下院議場

使用及び入場

1（略）

2(a) 次に掲げる者のみが、下院の本会議場又はそれに続く部屋に入場を許可される。

(1) 連邦議会議員、連邦議会議員選挙当選者、準議員、準議員当選者

(2) 本会議場で選挙争訟が係属中の場合はその当事者

(3)-(17)（略）

(b)（略）

3-7（略）

第5条 下院の放映（略）

第6条 公式記録者及びメディアギャラリー（略）

第7条 下院の記録（略）

第8条 罰則付召喚状への応答（略）

第9条 特権議題（略）

第10条 委員会の構成

委員会及びその立法所管事項

1（略）

一般的行政監視の責務

2(a)-(c)（略）

(d)(1) 議会期の第一会期の3月1日までに、各常任委員会（歳出委員会、倫理委員会、規則委員会を除く）の委員長は、次に掲げることを行わなければならない。

(A) 当該議会期における行政監視計画を少数党筆頭委員と協議の上作成すること

(B) 行政監視計画の写しを、提出の少なくとも7暦日前までに、委員会の各委員に配布すること

(C) 行政監視計画（委員会の委員から提出された、補充、少数、追加又は非同意意見を含む）を、行政監視改革委員会及び下院運営委員会に同時に提出すること

(1) 以下、派遣委員 (Delegates) 及び常駐弁務官 (Resident Commissioner) を合わせて「準議員」という。

(2) Committee of the Whole House on the State of the Union (Committee of the Whole と略称される)。下院において法案の審議を迅速かつ柔軟に行うための、全下院議員及び準議員で構成される委員会で、実質的には本会議に代わる討論や修正の機能を担う。

- (2) 行政監視計画を策定するにあたり、各委員長は最大限可能な限り次に掲げることを行わなければならない。
- (A) 同一又は関連する法律、プログラム、機関を所管する他の委員会と、該当する法律、プログラム及び機関の再検討を実施する際に、委員会間での最大限の調整及び協力を確実にを行うために協議すること、並びに、行政監視計画にそのような調整及び協力を確実に行った、又は行う手順に関する説明を含めること
- (B) 連邦の規則、規定、法令及び裁判所の判例のうち、不明瞭な、恣意的な、無意味な、又は個人に対して過酷な財政的負担を課す、特定の課題を再検討すること
- (C) 行政監視計画に、法律、プログラム又は恒久的な予算権限若しくは恒久的な法的権限に基づき運営される機関の再検討を含めることを、優先的に考慮すること
- (D) 委員会が所管する全ての重要な法律、プログラム、機関が 10 年ごとの再検討の対象となることを確実にする見通しを持つこと
- (E) 連邦プログラムの重複を避ける見通しを持つこと
- (3) 議会期の第一会期の 4 月 15 日までに、議長、多数党院内総務及び少数党院内総務と協議の後、行政監視改革委員会は、(1) に基づく行政監視計画を、この項の目的を達成するために、同委員会又は上述の下院指導部が、最も有効な行政監視計画の調整等を確実にすることができる勧告と共に、下院に報告しなければならない。

(e) (略)

特定の行政監視機能

3(a)-(h) (略)

- (i) 行政監視改革委員会は、大統領行政府を含む全てのレベルの政府の活動を継続的に再検討し調査しなければならない。

(j)-(m) (略)

4-11 (略)

第 11 条 委員会の手続及び未決議事

1-2 (略)

倫理委員会

3(a)(1)-(6)(B)(i) (略)

- (ii) 各年の 1 月 31 日までに、下院の各議員、準議員、幹部職員、被雇用者は、これらの者が前年にこの項に規定する倫理研修を受講した修了証を倫理委員会に提出しなければならない。

(b)-(s) (略)

4-6 (略)

第 12 条 議案及び案件の受領及び付託 (略)

第 13 条 議案目録及び委員会報告書

議案目録

1(a)-(b) (略)

- (c) 下院規則第 15 条第 7 項に定める、コンセンサス議案目録を設ける。

2-7 (略)

第 14 条 議事の順序及び優先 (略)

第 15 条 特定審議日の議事

1 (略)

委員会審査打切り動議

2(a)-(b) (略)

(c)(1) 議案目録に少なくとも 7 立法日（議会の会期の最後の 6 日を除く）の間掲載された委員会審査打切り動議は、署名した議員が下院に動議を提出する意思を表明した日の後の 2 立法日以内に、議長により、立法スケジュールに掲載された場合にのみ、優先的に審議されるものとする。動議が提出されると、下院は、散会の動議を除き中断されることなく、その審議を行わなくてはならない。委員会審査打切り優先動議は、議事記録の掲載順においては、優先される。

(2) (略)

(d)-(e) (略)

3-6 (略)

コンセンサス議案目録

7(a)(1) 下院の開会中、少なくとも週に 1 日は、下院は議長の選定したコンセンサス議案目録に掲載された議案を審議しなければならない。

(2) この項は、奇数年の 3 月 1 日以前又は偶数年の 9 月 30 日以降には適用しない⁽³⁾。

(b)(1) 共同提出者が 290 名に達した議案で、主管委員会から報告されていない議案の提出者は、下院のクラーク⁽⁴⁾に、文書で当該議案をコンセンサス議案目録に掲載するよう求める動議を提出することができる。

(2) (1) に基づき提出された適切な動議は、クラークの下で管理され、会議録の該当箇所に掲載されなければならない。クラークは、この動議の累積一覧を維持し、電子的な形態で一般に利用が可能なものとしなければならない。

(3) 議案がコンセンサス議案目録に掲載される前に主管委員会から「下院に」報告された場合は、(1) に基づき提出された動議は、撤回されたものとみなされる。

(c) (b)(1) に基づく動議が提出されてから、累計で 25 立法日の間、最低 290 名の共同提出者を維持した後に、議案はコンセンサス議案目録に掲載されなければならない。当該議案は、次のいずれかの時点までコンセンサス議案目録に掲載されなければならない。

(1) 下院での審議

(2) 主管委員会からの報告

第 16 条 動議及び修正 (略)

第 17 条 礼節及び討議

1-4 (略)

挙措

5 議長が、下院で投票を求めたり発言している際に、議員又は準議員は、議場から退出したり、横断してはならない。議員又は準議員が発言している際には、議員又は準議員は、

(3) 各議会期は、奇数年の 1 月から始まり偶数年の 12 月に実質的に終了し、下院議員選挙は偶数年の 11 月に実施されるため、議会期の当初と下院議員選挙の前後の期間を除く、法案審議が本格的に行われる期間に限定する意図と解される。

(4) Clerk, 下院の役員で、下院の議事や審議、議事文書の管理等の運営面に責任を持つ職員。その責務は、下院規則第 2 条第 2 項に詳細に規定されている。

発言者と議長の間を通ってはならない。下院の会議中、議員又は準議員は、宗教上のものではない被り物や帽子を被ってはならず、点呼投票や投票の集計中に、クラーク席の傍に留まってはならない。下院の議場では、喫煙してはならず、下院の礼節を害するモバイル電子機器を使用してはならない。守衛官⁽⁵⁾は、この項の厳格な施行の責任を有する。

6-10 (略)

第 18 条 全院委員会

1-5 (略)

定足数及び投票

6(a)-(g) (略)

(h) いかなる採決でも記録投票の結果が、準議員の投票数の差により決せられた場合は、全院委員会は終了し、議長は中断動議なしに、改めてこの件を採決に付さなければならない。投票が求められると、全院委員会は中断動議なしに審議を再開しなければならない。

7-11 (略)

第 19 条 修正段階に続く動議 (略)

第 20 条 投票及び定足数確認

1-8 (略)

5 分間投票

9(a) 議長は、別の電子式投票又は全院委員会からの報告に続くいかなる投票についても、議長の裁量の範囲内で議員の投票の機会が十分に確保される場合は、電子式投票の最低投票時間を 5 分間に短縮することができる。

(b) 可能な限り最大限、一連の投票における 5 分間投票の可能性について、一連の投票の最初の投票の前に、通告が発せられなければならない。

10-11 (略)

第 21 条 法案の制限

1-9 (略)

10(a)(1) (b) 及び (c) に規定する場合を除き、いかなる法案、共同決議案、修正案、両院協議会報告書も、その条文が直接経費及び歳入について、次に掲げるいずれかの期間において、財政赤字の純増又は財政黒字の純減をもたらす場合は、審議してはならない。

(A) 当該会計年度、予算年及び予算年に続く 4 会計年度

(B) 当該会計年度、予算年及び予算年に続く 9 会計年度

(2) 議案が、財政赤字又は黒字に与える影響は、1985 年財政均衡緊急赤字削減法⁽⁶⁾ 第 257 条⁽⁷⁾ に従い議会予算局のベースライン見積りに関連する、予算委員会の見積りに基づき決定されなければならない。

(b) 法案、共同決議案、又は修正案が、クラークに当該議案の末尾に既に下院を通過した別個の議案の条文を新規の案件として追加するよう指示する、下院の議事進行規則に

(5) Sergeant-at-Arms.

(6) Balanced Budget and Emergency Deficit Control Act of 1985, P.L.99-177. <[https://legcounsel.house.gov/Comps/Balanced%20Budget%20And%20Emergency%20Deficit%20Control%20Act%20Of%201985--\(Part%20C\).pdf](https://legcounsel.house.gov/Comps/Balanced%20Budget%20And%20Emergency%20Deficit%20Control%20Act%20Of%201985--(Part%20C).pdf)> グラム・ラドマン・ホリングス法として知られる法律。

(7) 合衆国法典第 2 編第 907 条 ベースラインに関する規定

基づいて審議される場合は、既に下院を通過した別個の議案の条文は (a) にいう法案、共同決議案、修正案の評価に含まれるものとする。

(c)(1) (2) に定める場合を除き、(a) に基づく評価は、この項における審議に対する異議申立てから、次に掲げる議案の、明確にバイゴー規則⁽⁸⁾に基づく緊急事態と指定された条文を除外しなければならない。

(A) 法案又は共同決議案

(B) 議事進行規則によって原案として審議される修正案

(C) 両院協議会報告書

(D) 両院間の修正案

(2) 法案又は修正案に対する修正案の場合 ((1) にいう場合を除く)、(a) に基づく評価は、緊急事態の指定に承認を与えるものではない。

(3) 法案、共同決議案、議事進行規則によって審議の原案とされた修正案、両院協議会報告書又は両院間の修正案が、バイゴー規則に基づく緊急事態と明確に指定される条文を含む場合は、委員長は、その審議に疑義を申し立てなければならない。

(d) この項において、「予算年」及び「当該年」とは、1985年財政均衡緊急赤字削減法第250条⁽⁹⁾に定める意味であり、「直接経費」とは、2010年法定バイゴー法⁽¹⁰⁾第3条(4)(c)にいうように、実体法を年を超えて修正する歳出予算法の規定を含む場合を除き、1985年財政均衡緊急赤字削減法第250条に定める意味である。

11-12 (略)

第22条 下院上院関係 (略)

第23条 職務行為規範

1-8 (略)

9 下院の議員、準議員、幹部職員又は被雇用者は、ある者の人種、肌の色、宗教、性別（結婚又は子供の有無を含む）、性的指向、性的アイデンティティー、障害、年齢、出身国により、その者を解雇したり、雇用を拒否したり、給与、雇用期間、条件、雇用の福利厚生について差別してはならない。これらには、セクシャルハラスメント行為を行うことの禁止を含むが、居住地や政党支持は考慮することができる。

10(a) (略)

(b) 議員又は準議員が、犯罪行為により2年以上の自由刑を求刑される重罪で、連邦、州又は地方裁判所に起訴又は公式に告発された場合、その所属する常任委員会、特別委員会、合同委員会、これらの小委員会の委員を辞任しなければならず、所属する会派の議員総会の指導部の役職も辞任しなければならない。ただし、無罪となるか、告発が却下されるか又はこの項の定める重罪よりも減刑された場合は、この限りではない。

11-17 (略)

18(a) 議員又は準議員は、下院の被雇用者で議員若しくは準議員の監督下で勤務する者、又は議員若しくは準議員が委員となっている委員会の被雇用者と、性的関係を結んではない。この項は、互いに結婚している者の間には適用しない。

(8) PAYGO (Pay-As-You-Go) Rule. 直接経費の新設や増額に対して、財源の確保を求める規則。

(9) 合衆国法典第2編第900条 定義等に関する規定

(10) Statutory Pay-As-You-Go Act of 2010, P.L.111-139, Title 1. <<https://www.congress.gov/111/plaws/publ139/PLAW-111publ139.pdf>>

(b)-(c)（略）

19(a) [2020 年 1 月 1 日から新設される規定]

議員、準議員又は下院の幹部職員若しくは被雇用者は、いかなる公的企業の幹部又は管理職員となってはならない。

(b) (a)において「公的企業」とは、1934 年証券取引所法⁽¹¹⁾第 3 条（合衆国法典第 15 編第 78c 条）に定義される次のいずれかに当たるものの発行者をいう。

(1) 証券取引所法第 12 条（合衆国法典第 15 編第 781 条）に基づき、登録が義務付けられている株式

(2) 証券取引所法第 15 条(d)(合衆国法典第 15 編第 78o 条(d))に基づき、報告書の提出が義務付けられているもの

(c) 2019 年 12 月 31 日までに、倫理委員会は、利益相反を招く可能性のあるその他の禁止される役職について、規定を策定しなければならない。

第 24 条 公的資金使用制限（略）

第 25 条 院外勤労所得及び贈与受領制限（略）

第 26 条 資産公開（略）

第 27 条 議員とスタッフの雇用協議の公開（略）

第 28 条 公債の法定上限

1 1974 年予算法第 301 条又は 304 条に基づく予算決議が下院で採択されるとき、クラークは、第 2 項に定める形式で、公債の法定上限額を停止する共同決議案を準備しなければならない。共同決議案が整っているとき、下院の予算決議を採択する投票は、共同決議案を下院で可決する投票とみなされる。共同決議案は下院を通過したとみなされ、そのように承認され、審議されたとみなされなければならない。浄書した写しにクラークが署名し、上院での審議のために送付されなければならない。

2 第 1 項の共同決議案の決議条項以降の内容は、次のとおりとする。「合衆国法典第 31 編第 3101 条(b)は、制定日から〇〇〇〇年 9 月 30 日までの期間は適用してはならない。」〇〇〇〇には、共同決議の予算年を記載する。

3 この規則は、次に掲げることについて制約し、又は影響すると解してはならない。

(a) 公債の法定上限額を変更する第 1 項に基づく手続を考慮せずに、下院又は上院の法案又は共同決議案を審議する権限

(b) 法案又は共同決議案を提出し、審査し、及び報告する点に関する議員、準議員又は委員会の権利

4 この規則において、「公債の法定上限額」とは、合衆国法典第 31 編第 31 章の権限に基づき発行される債券の額面の最高額、及び合衆国（財務長官による保証債務を除く）により保証される債務の元本及び利子で、合衆国法典第 31 編 3101 条(a)を適用後、同編第 3101 条(b)に基づき、いずれかの時点で未決済とされた場合をいう。

第 29 条 一般規定（略）

（ひろせ じゅんこ）

(11) Securities Exchange Act of 1934, P.L.73-291. <<http://legcounsel.house.gov/Comps/Securities%20Exchange%20Act%20Of%201934.pdf>>

第 116 議会下院決議第 6 号 (抄)

House of Representatives Resolution No. 6, 116th Congress

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 海外立法情報調査室主任 廣瀬 淳子

【目次】 (太字は訳出した部分)

第 1 編 第 116 議会規則 (抄)

第 2 編 議会現代化特別委員会

第 3 編 患者保護及び医療費負担適正化法を含む訴訟への参加 (略)

第 1 編 第 116 議会規則

第 101 条 第 115 議会下院規則の採択

第 115 議会下院規則は、第 115 議会期末までに採択された下院規則を構成する法律の該当条項及び両院一致決議を含めて、この決議の第 102 条による下院規則の改正及びその他の規程と共に、第 116 議会の下院規則として採択する。

第 102 条 規則の改正

(略⁽¹⁾)

第 103 条 別個の規程⁽²⁾

(a) 証言録取権限

- (1) 第 116 議会の間、常任委員長 (規則委員会を除く) 及び常設情報特別委員長は、当該委員会の少数党筆頭委員と協議の上、委員又は当該委員会の法律顧問による、罰則付き召喚状によるものを含む証言録取を命ずることができる。
- (2) この項の権限に基づき録取された証言は、規則委員長によって定められ会議録に掲載された規定に従わなくてはならない。

(b) アメリカ合衆国憲法第 5 条に基づき提出される請願に関する透明性付与 (略)

(c) 事前歳出の制限

- (1) (2) に定める場合を除き、一般歳出法案、暫定予算法案、これらへの修正案又はこれらの両院協議会報告書に、事前歳出条項を含めてはならない。
- (2) 事前歳出は、予算委員長 (選出された際に) により会議録に掲載されるために提出された一覧表に掲載された、プログラム、活動又は費目で次に掲げるものには、認めることができる。
 - (A) 2020 会計年度について、「事前歳出と認定された資金」の標題の下、総額で 288

* 本稿においては、第 116 議会下院決議第 6 号 (House of Representatives Resolution No. 6 <<https://www.congress.gov/116/bills/hres/6/BILLS-116hres6eh.pdf>>) を訳出した。[] 内は、訳者補記である。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019 年 3 月 28 日である。

(1) 第 102 条は、第 116 議会における下院規則の改正 (Changes to the Standing Rules) に関する条文である。改正後の下院規則の翻訳は、本誌 pp.13-19 参照。

(2) Separate Orders. 下院規則には組み込まれず、第 116 議会に適用される規程。

億5千2百万ドルを超えない新規予算権限。2021会計年度についても同様の標題のもと、別個にされた資金。

(B) 2020会計年度について、「事前歳出と認定された退職軍人資金」の標題の下、総額で755億5千60万ドルを超えない新規予算権限。

(3) 定義

「事前歳出」とは、新規の裁量的予算権限で、2019会計年度に続く〔会計年度になって〕初めて利用可能となる、一般歳出予算案、2019会計年度暫定予算案、これらへの修正案又は両院協議会報告書により規定されるものをいう。

(d) 前元議員の運動施設利用（略）

(e) 法案番号付与（略）

(f) 法律の廃止及び修正提案への合衆国法典の引用（略）

(g) 機械可読形式での立法文書の可用性の拡大

下院運営委員会、クラーク⁽³⁾及びその他の下院の幹部職員は、第116議会において、立法文書の機械可読形式での可用性の拡大について、下院及びその委員会で作成される立法情報の一般の可用性及び利用の改善を組織としての優先課題として促進することに、引き続き努めなければならない。

(h) 小委員会

下院規則第10条第5項(d)⁽⁴⁾の規定にかかわらず、第116議会の期間中は次のとおりとする。

(1) 農務委員会は、6を超える小委員会を設置してはならない。

(2) 金融サービス委員会は、7を超える小委員会を設置してはならない。

(i) 法案及び共同決議案の委員会公聴会及び逐条審査の要件

(1) 2019年3月1日から第116議会の期間中、規則委員会から報告される議事進行規則に基づき審議される法案又は共同決議案で、次のものは審議してはならない。

(A) 委員会から報告されないもの。

(B) 委員会から報告されたが、委員会報告書に関連委員会及び小委員会での公聴会の一覧表、並びに少なくとも1の委員会又は小委員会による当該法案又は共同決議案の策定又は審査のための公聴会の指定が含まれていないもの。

(2) この項は、次の法案又は共同決議案には適用しない。

(A) ある会計年度の暫定歳出予算案

(B) 財政均衡緊急赤字削減法第251条(b)(2)又は第252条(e)に基づき指定された緊急条項⁽⁵⁾を含むもの

(C) 下院規則第15条第7項(a)⁽⁶⁾に基づき指定されたもの

(3) Clerk. 下院の役員で、下院の議事や審議、議事文書の管理等の運営面に責任を持つ職員。その責務は下院規則第2条第2項に詳細に規定されている。

(4) 各常任委員会は、別に定める場合を除き、5つまでの小委員会を設置できるとする規定。

(5) 1985年財政均衡緊急赤字削減法（Balanced Budget and Emergency Deficit Control Act of 1985, P.L.99-177. <[https://legcounsel.house.gov/Comps/Balanced%20Budget%20And%20Emergency%20Deficit%20Control%20Act%20Of%201985--\(Part%20C\).pdf](https://legcounsel.house.gov/Comps/Balanced%20Budget%20And%20Emergency%20Deficit%20Control%20Act%20Of%201985--(Part%20C).pdf)>)に規定される、海外戦費や非常事態対応予算等。

(6) コンセンサス議案目録に関する規定。本稿 pp.5-6, 16 参照。

(j) 議員日公聴会の要件

第 116 議会第 1 会期中に、各常任委員会（倫理委員会を除く）は、公聴会を開催し、議員、派遣委員及び常駐弁務官⁽⁷⁾から、その所管事項の提案された立法について証言を得なければならない。ただし、規則委員会については、第 116 議会第 2 会期に公聴会を開催することができる。

(k) 倫理委員会調査小委員会（略）**(l) 戦争権限法（略）****(m) 予算事項（略）****(n) 患者保護及び医療費負担適正化法に関する法的問題（略）****(o) 補足的栄養支援プログラムの法的問題（略）****(p) 議員団体透明性改革****(1) 団体の口座からの給与及び手当の支払**

下院議員と適格議員団体は、次に掲げる内容の協定を結ぶことができる。

- (A) 議員事務所の被雇用者は、議員が団体の業務を担当させることによって、議員の職務上かつ代表としての任務を遂行することができる。
- (B) 被雇用者が協定に基づく当該任務を遂行する限り、議員は、被雇用者の給与及び関連する手当に充てるはずであった議員職務代表手当⁽⁸⁾(MRA)の一部を、(2)により下院運営委員会の定める規定に従って、団体によって管理される下院の口座に移転しなければならない。

(2) 規定

下院運営委員会（この項においては、以下「委員会」）は、次の規定を定めなければならない。

(A) MRA の使用

下院運営改革技術的修正法第 101 条 (d) 項（合衆国法典第 2 編第 5341 条 d 項⁽⁹⁾）に規定された権限に基づき、委員会は、適格議員団体が、団体の (1)(B) により指定された口座に移転された金額を、団体が無料郵便物、公務の旅費、事務所や車の賃料には使用できないことを除き、下院議員が MRA を使用するのと同じ目的に使用できることを定める規定を制定しなければならない。

(B) 兼務職員数の制限の維持

下院運営改革技術的修正法第 104 条 (d) 項（合衆国法典第 2 編第 5321 条 d 項⁽¹⁰⁾）に規定された権限に基づき、委員会は、下院議員事務所の被雇用者が、(1) に基づく議員と適格議員団体の間の協定による場合は、同条において、議員事務所と団体の兼務職員とみなされる、とする規定を制定しなければならない。また、当該規定には、下院議員が議員団体と (1) に基づく協定を結ぶ場合に、当該規定に基づき雇用できる人数を越えて職員を雇用しないことを確実にする、適切な会計基準を含めなければ

(7) 以下、派遣委員及び常駐弁務官を合わせて「準議員」という。

(8) Members' Representational Allowance.

(9) House of Representatives Administrative Reform Technical Corrections Act, P.L.104-186. <<https://www.congress.gov/104/plaws/publ186/PLAW-104publ186.pdf>> 下院議員の職務代表手当について、下院運営委員会が規則を制定できるとする規定。

(10) 下院の被雇用者について、下院運営委員会が規則を制定できるとする規定。

ならない。

(C) 学生ローン再返済プログラムへの参加（略）

(D) 下院のサービスの利用

委員会は、適格議員団体が、適切に下院のサービスを利用することを確実にする規定を制定しなければならない。

(E) その他の規定

委員会は、この項を施行するのに適切と認めるその他の規定を制定しなければならない。

(3) 適格議員団体の定義

この項において、「適格議員団体」とは、第 116 議会において、次の各要件に該当する団体をいう。

(A) 下院運営委員会に、議員団体として登録された団体

(B) 1 名の下院議員を団体の運営責任者と定める団体。運営には、(1)(B) に従って管理される会計口座の管理及び当該議員を明らかにし、団体が提出し下院運営委員会との間で維持する文書を含むものとする。

(C) 少なくとも 3 名の下院の被雇用者が、団体の業務の一部を遂行するもの。

(D) 第 115 議会において、少なくとも 15 名の下院議員が、その MRA の一部を用いて、議員事務所と団体の兼務職員の給与と関連する手当を支払っていたもの

(E) 下院運営委員会及び下院総務局長に、(1)(B) に従って口座を管理することを証明する文書を提出した団体

(q) 非公開同意（略）

(r) 議員の差別和解支払要求（略）

(s) 下院各部署における義務的反ハラスメント及び反差別方針

(1) 方針策定の要請

1995 年議会説明責任法⁽¹¹⁾に基づき職員を雇用する下院の各部署は、その部署の反ハラスメント及び反差別方針を定めなければならない。

(2) 規定

2019 年 4 月 1 日までに、下院運営委員会は、この項を実施するための規定を定め、当該規定が 1995 年議会説明責任法、下院規則第 23 条⁽¹²⁾、その他の法規の規定に沿ったものとなるよう、確実にしなければならない。

(t) 下院の被雇用者に付与される権利及び保護に関する文書の掲示

下院運営委員会は、職員を雇用する下院の各部署が、その事務所内の目立つ場所（議員又は準議員事務所においては、各選挙区事務所の目立つ場所を含む）に、1995 年議会説明責任法に基づき下院の被雇用者に付与される権利及び保護に関する文書を掲示しなければならない。当該文書には同法に基づき、下院の被雇用者がその権利及び保護違反に対して裁定を申し立てる際に利用できる手続を含まなければならないとする規定を定めなければならない。

(11) Congressional Accountability Act of 1995, P.L.104-1. <<https://www.congress.gov/104/plaws/publ1/PLAW-104publ1.pdf>>

(12) 職務行為規範。

第 104 条 委員会、諮問委員会、及び下院の事務組織

(a) 下院民主主義パートナーシップ (略)

(b) トム・ラントス人権諮問委員会 (略)

(c) 議会倫理室

第 110 議会下院決議第 895 号⁽¹³⁾ 第 1 条⁽¹⁴⁾ は、次に掲げる事項を除き、第 116 議会においても第 110 議会と同様に適用される。

(1) 議会倫理室は、1946 年立法府改革法第 202 条 (i) (合衆国法典第 2 編第 4301 条 (i))⁽¹⁵⁾ の規定に基づき、下院の常任委員会として扱われなければならない。

(2) 職務規範委員会とされているものは、倫理委員会と読み替える。

(3) 第 1 条 (b)(1)⁽¹⁶⁾ の同意の必要は、協議の必要と読み替える。

(4) 第 1 条 (b)(6)(A)⁽¹⁷⁾ 第 2 文の規定は、適用しない。

(5) 第 1 条 (b)(6)(B)⁽¹⁸⁾ に基づく理事は、3 期目にも再度指名される。

(6) 理事会による予備的審査又は第二段階の審査の対象となるいかなる個人も、弁護人を選任する権利及びその権利の行使が当該個人に不利とならないことを通知されなければならない。

(7) 議会倫理室は、合衆国憲法で付与されるいかなる者のいかなる権利又は保護を、否定する活動をしてはならない。

(d) 多様性・包摂室

(1) 設置

下院多様性・包摂室 (この項においては、以下「室」) を設置する。

(2) 室長

議長は、少数党院内総務と協議の上、少数党筆頭委員との協議を経た下院運営委員長 の推薦に基づき、室長を任命する。

(3) 運営計画

室長の任命後 60 日以内に、室は、下院の該当する規則、規定及び法律に従い、室のスタッフの最大数を規定するスタッフの任命計画及びその責務を定める室の運営計画を、下院運営委員会に提出しなければならない。

(4) 多様性計画

(3) の運営計画を提出してから 90 日以内に、室は、多様性計画を下院運営委員会に提出し、審査の上承認を受けなければならない。計画には次の事項を含むものとする。

(A) 多様な労働力を、関連する下院の規則、規定及び法律に従って採用し、雇用し、訓練し、育成し、成長させ、昇進させ及び勤続させるための、下院の各部署を指導する方針

(B) 下院運営委員会と協議の上策定される、下院の各部署の多様性を評価する調査の策定

(13) H. Res. 895, 110th Congress. <<https://www.congress.gov/110/bills/hres895/BILLS-110hres895eh.pdf>>

(14) 議会倫理室設置に関する規定。

(15) 常任委員会におけるコンサルタントや一時的な役務の調達等に関する規定。

(16) 議会倫理室の理事会 (Board) に関する規定。

(17) 議会倫理室の理事の任期に関する規定。

(18) 議会倫理室の理事の任期の例外に関する規定。

- (C) (5) で作成を定められている下院多様性報告書の枠組み
- (D) 必要に応じて室の業務について助言する諮問委員会の構成の提案
- (E) 下院運営委員会が定める他の事項

(5) 多様性報告書

議会の各会期末に、室は、下院多様性報告書を議長、多数党及び少数党院内総務、下院運営委員会委員長及び少数党筆頭委員、歳出委員会立法府小委員会小委員長及び少数党筆頭委員に、提出しなければならない。

(6) 規定

室は、下院運営委員会の定める規定に従って、その責務を遂行しなければならない。

(7) 定義

この項において、「下院の各部署」は次のものを意味する。

- (A) 議員又は準議員の職務上の事務所
- (B) 下院の各委員会及び両院合同委員会
- (C) 下院のその他の部署

(e) 内部通報者オンブズマン室

(1) 設置

内部通報者オンブズマン室を設置し、その長は内部通報者オンブズマンとする。

(2) 任命

内部通報者オンブズマンは、下院運営委員会及び行政監視改革委員会の委員長及び少数党筆頭委員と協議の上、議長が任命するものとする。

(3) 責務

内部通報者オンブズマンは、下院運営委員会の指揮の下、他の常任委員会及び常設情報特別委員会（これらの委員会の委員長又は少数党筆頭委員からの要請に基づく）と協議の上、次の責務を果たすものとする。

- (A) 下院の各部署での内部通報の最良の事例を公開すること。
- (B) 内部通報について、下院の各部署において研修を実施すること。この研修には、内部通報者のための有効な報告システムの確立、内部通報者の秘密の保持、スタッフに対する関連法規及び方針の助言及び内部通報者によって提供された情報の保護を含むものとする。

(f) 気候危機特別委員会

(1) 設置、構成

(A) 設置

気候危機特別委員会（この項においては、以下「特別委員会」）を設置する。

(B) 構成

特別委員会は、議長により指名された 15 名の議員又は準議員で構成されるものとする。このうち、6 名の委員は少数党院内総務の推薦に基づき指名しなければならない。議長は特別委員のうちから 1 名を、特別委員長とする。特別委員に欠員が生じた場合は、当初の指名方法に従って欠員を補充する。

(2) 所管、機能

(A) 立法に関する所管

特別委員会は、立法に関する所管事項を持たず、いかなる法案又は決議案についても、立法活動を行う権限を持たない。

(B) 調査に関する所管事項

特別委員会の唯一の権限は、気候危機をもたらす汚染その他の行為を実質的かつ永続的に低減させるための調査、研究、事実認定並びに政策、戦略及びイノベーションに関する勧告の策定とする。この調査等の権限は、次世代に対して、地球の良き管理者となる名誉ある責務である。特別委員会は、その裁量により、調査機能のあらゆる側面に関する公聴会を開催することができる。

(3) 手続

(A) 特別委員会は、(B)に定める場合を除き、下院の常任委員会と同様の権限と責務を有し、同様の制約を受けるものとし、全ての法規上、下院の委員会とみなされなければならない。

(B)(i) この項の規定と矛盾しない限り、下院規則第 10 条⁽¹⁹⁾及び第 11 条⁽²⁰⁾は、特別委員会に適用しなければならない。

(ii) 特別委員会の委員となることは、下院規則第 10 条第 5 項 (b)(2)⁽²¹⁾の制限に算入してはならない。

(iii) 下院規則第 11 条第 2 項 (m)(1)(B)⁽²²⁾、第 11 条第 2 項 (m)(3)⁽²³⁾及び本決議第 103 条 (a) は、特別委員会に適用してはならない。ただし、特別委員会は、罰則付召喚状や証言録取を勧告し、関係する常任委員会に勧告を提出することができる。

(iv) 下院規則第 10 条第 2 項 (d)⁽²⁴⁾の規定は、特別委員会に適用してはならない。

(4) 予算

特別委員会がこの項に規定する活動を行えるようにするため、

(A) 特別委員会は、下院のスタッフのサービスを利用することができ、かつ

(B) 特別委員会は、下院規則第 10 条第 7 項に規定する予備費を使用するものとする。

(5) 報告

特別委員会は、下院又はいずれかの委員会に対して、適時に、その調査及び研究結果を、詳細な事実認定及びその望ましいとする政策勧告を付して、報告することができる。このような全ての報告書は、下院に、2020 年 12 月 31 日までに提出されなければならない。全ての政策勧告は、関連の常任委員会に、2020 年 3 月 31 日までに提出されなければならない。

(6) 刊行

特別委員会は、この項に従って作成した報告書及び提案を、報告書が(5)の規定に基づいてそれぞれ完成してから 30 暦日以内に、広く一般に利用可能な形態で利用できるように確実にしなければならない。

(19) 委員会の構成に関する規定。

(20) 委員会の手続及び未決議事に関する規定。

(21) 同時に所属できる委員会数の制限に関する規定。

(22) 罰則付召喚状に関する規定。

(23) 罰則付召喚状の発行に関する規定。

(24) 行政監視計画に関する規定。

第 105 条 議事進行（略）

第 2 編 議会現代化特別委員会

第 201 条 議会現代化特別委員会

(a) 設置

議会現代化特別委員会（この条においては、以下「特別委員会」）を設置する。

(b) 構成

- (1) 特別委員会は、議長により指名された 12 名の議員又は準議員で構成されるものとする。
- (2) 議長は、特別委員を次のように指名する。
 - (A) 新人議員又は新人準議員から最低 2 名
 - (B) 規則委員会委員から最低 2 名
 - (C) 下院運営委員会委員から最低 2 名
- (3) (1) に基づき指名される特別委員のうち、6 名は少数党院内総務の推薦に基づき指名され、(2) の (A) から (C) の委員を各 1 名ずつ含めなければならない。
- (4) 議長は特別委員から 1 名を特別委員長に、少数党院内総務の推薦に基づき 1 名を副委員長に指名しなければならない。
- (5) 特別委員に欠員が生じた場合は、当初の指名方法に従って欠員を補充する。

(c) 所管、機能

(1) 立法に関する所管

特別委員会は、立法に関する所管事項を持たず、いかなる法案又は決議案についても、立法活動を行う権限を持たない。

(2) 調査に関する所管事項

特別委員会の唯一の権限は、議会の現代化に関する調査、研究、事実認定、公聴会の開催及び勧告の策定であり、勧告には次の事項を含むものとする。

- (A) より現代的かつ効率的な議会とするための規則
- (B) 議事日程及び議案目録を含む議事手続
- (C) 次世代のリーダーを育成する方針
- (D) スタッフの採用、多様性、勤続並びに報酬及び福利
- (E) 庶務の効率性であって、調達、交通費、外注、兼務庶務スタッフを含む事項
- (F) テクノロジー及びイノベーション
- (G) 下院無料郵便物基準諮問委員会⁽²⁵⁾の業務

(d) 手続

(1)(A) 特別委員会は、(B) に定める場合を除き、下院の常任委員会と同様の権限と責務を有し、同様の制約を受けるものとし、全ての法規上、下院の委員会とみなされなければならない。

(B)(i) この条の規定と矛盾しない限り、下院規則第 10 条及び第 11 条は、特別委員会

(25) 合衆国法典第 2 編第 501 条に基づき設置されている、議員の郵便物無料特権の適切な利用について助言等を行う諮問委員会。

に適用しなければならない。

- (ii) 特別委員会の委員となることは、下院規則第 10 条第 5 項 (b)(2) の制限に算入してはならない。
 - (iii) 下院規則第 11 条第 2 項 (m)(1)(B)、第 11 条第 2 項 (m)(3) 及び本決議第 103 条 (a) は、特別委員会に適用してはならない。ただし、特別委員会は、罰則付召喚状や証言録取を勧告し、関係する常任委員会に勧告を提出することができる。
 - (iv) 下院規則第 10 条第 2 項 (d) の規定は、特別委員会に適用してはならない。
- (2) 第 116 議会第 1 会期の間、特別委員会は、(c) に規定する事項について、議員及び準議員を証人として公聴会を開催しなければならない。

(e) 予算

特別委員会がこの条に規定する活動を行えるようにするため、

- (1) 特別委員会は、下院のスタッフのサービスを利用することができ、かつ
- (2) 特別委員会は、下院規則第 10 条第 7 項に規定する予備費を使用するものとする。

(f) 報告書

(1) 中間報告書

特別委員会は、90 日毎に、その活動に関する中間報告書を下院運営委員会及び規則委員会に提出しなければならない。各中間報告書には、特別委員会の議事の記録の写し、項目別支出報告及び次の 90 日間の活動計画案を記載しなければならない。

(2) 事実認定及び勧告

特別委員会は、下院又はいずれかの委員会に対して、適時に、その調査及び研究結果を、詳細な事実認定及びその望ましいとする政策勧告を付して、報告することができる。特別委員会は、3 分の 2 以上の委員の賛成票を得た場合に限り、当該報告書を提出することができる。

(3) 最終報告書

第 116 議会第一会期末に、特別委員会は、下院に最終報告書を提出しなければならない。最終報告書には、特別委員会の研究結果、詳細な事実認定及び特別委員会が望ましいとする政策勧告を含めなければならない。特別委員会は、3 分の 2 以上の委員の賛成票を得た場合に限り、最終報告書を提出することができる。特別委員会は、報告書に含まれた全ての政策勧告を関係する常任委員会に提出しなければならない。

(4) 刊行

特別委員会は、(2) 及び (3) に従って作成した報告書を、報告書が完成し下院又は委員会に提供されてから 30 暦日以内に、確実に広く一般に利用可能な形態で利用できるようにしなければならない。

(g) 廃止、記録の保管

(1) 廃止

特別委員会は、2020 年 2 月 1 日をもって廃止する。

(2) 記録の保管

廃止に伴い、特別委員会の記録は、議長の定める常任委員会に移管し、その記録の一部としなければならない。

第3編 患者保護及び医療費負担適正化法を含む訴訟への参加（略）

（ひろせ じゅんこ）